

改正

平成24年12月21日条例第23号

有田市暴力団排除条例

(目的)

**第1条** この条例は、暴力団排除に関して基本理念を定め、市並びに市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、市民の安全で安心かつ平穏な生活を確保し、有田市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより市民の生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (6) 少年 20歳未満の者をいう。

(基本理念)

**第3条** 暴力団排除は、暴力団が市民生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れぬこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、社会全体で推進されなければならない。

(市の役割)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する施策を総合的に策定し、推進する役割を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、県、他の市町村、県警察本部、法第32条の3第1項の規定により公安委員会から指定を受けた者及びその他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携を図るものとする。
- 3 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県知事、県警察本部長及びその他の関係機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民等の役割)

**第5条** 市民は、基本理念にのっとり暴力団排除のための活動について、自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとりその行う事業（事業の準備を含む。）により暴力団を利用することとならないよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力す

るよう努めるものとする。

- 3 市民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び県警察本部に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

**第6条** 市は、公共工事等の市が発注する事業及びその他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 市が実施する入札に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(次号において「暴力団関係者等」という。)を参加させないための措置

(2) 市と契約を締結した者に暴力団関係者等と下請の契約をさせないための措置

(3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団を利することとならないようにするために必要な措置

(市が設置した公の施設の使用の不許可等)

**第7条** 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、当該公の施設の使用の許可について定める他の条例等の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。

(市民等に対する支援等)

**第8条** 市は、市民等が行う暴力団事務所の使用差止め請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、県警察本部と連携して情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、市民等が暴力団排除の重要性についての認識を深め、もって暴力団排除の気運が醸成されるよう広報及び啓発を行うものとする。

(少年に対する教育等のための措置)

**第9条** 市は、その設置する小学校及び中学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び中学校をいう。)において、その児童及び生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育を必要に応じて行うものとする。

- 2 市は、地域、家庭及び学校が一体となって少年を暴力団から守ることができるよう、少年の育成に携わる者が少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずるために必要な情報の提供その他の支援又は協力を行うものとする。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 付 則 (平成24年12月21日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。